

第3回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会速記録

平成18年5月23日

農林水産省

平成 18 年 5 月 23 日

於・農林水産省第1特別会議室

第3回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会速記録

目 次

1	開 会	1
2	挨 拶	1
3	資料説明	2
4	質疑応答	11
5	今後の議論の進め方（スケジュール）	39
6	閉 会	40

1 開 会

○姫田畜産振興課長 それでは、定刻前ではございますが、全員おそろいのようにございますので、ただいまから第3回家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を開催いたしたいと思います。

私、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長の姫田でございます。よろしくお願いいたします。

2 挨拶

○姫田畜産振興課長 本日は、農林水産省知的財産戦略本部の本部長でございます三浦副大臣に御出席いただいておりますので、まず副大臣の方から御挨拶いたしますので、よろしくお願いいたします。

○三浦農林水産副大臣 御紹介いただきました副大臣を務めております三浦一水でございます。一言御挨拶申し上げたいと思います。

きょうは、委員の先生方には本当にお忙しい中をお集まりいただきまして、第3回目の検討委員会を開かせていただきますこと、お礼を申し上げます。

過去2回、私もぜひ参加をしたかったのですが、諸般の予定がございまして、できなかったこととお断り申し上げます。

ただいま農林水産にかかわります知的財産戦略につきましては、2月23日に当農林水産省で設置いたしました知的財産戦略本部において、その具体化に向けて、政府の知的財産戦略本部の取りまとめにも間に合うように検討を進めているところでございます。そもそも農林水産省の知的財産戦略本部を置きました経過は、昨年暮れに私と衆議院側の宮腰副大臣と、これまで日本の農林水産分野においては余りにお人よしというか、国内的にはそれも非常によかったのではないかという感じを持っていたのですが、今、農林水産を取り巻く状況がグローバル化してきて、その中で国際的にはお人よしだけでは通じないだろうといったような考えの中に両名で提案させていただいて、それを大臣にお取り上げ

いただいたという経過があるわけでございます。政府の取りまとめに向けまして進めてまいりたいと思っております。

過去2回の検討会におきましては、家畜の遺伝資源の保護のための特許の活用とその研究等のテーマにつきまして熱心な御議論をいただき、今回はまた精液の流通管理、あるいは和牛の表示について議論いただくことになっております。いずれも非常に重要なテーマでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

これらの御議論と検討を踏まえまして、今後取りまとめに入っていきたいと考えております。どうぞ忌憚のない御意見を今日も賜りますようお願い申し上げまして、一言御挨拶にかえさせていただきます。お世話になります。

○姫田畜産振興課長 どうもありがとうございました。

3 資 料 説 明

○姫田畜産振興課長 引き続きまして、本日配付しております資料の確認をいたします。

一番最初に座席表がございます。それから、検討会の資料一覧というのがございます。そして、検討会の本日の議事次第。そして、検討会の皆様方の名簿でございます。それから、第1回と第2回の検討会の概要をまとめたものを資料1としてつけております。それから、横長の資料で資料2、「和牛精液の流通管理の徹底について」というカラー刷りのものがございます。資料3として「厳格な「和牛」表示の徹底について」というもの。資料4として「特許等知的財産の取得・活用について」というもの。そして、資料5として「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ骨子（たたき台）」というものがございます。そのほかに参考資料として吉村委員からいただきました資料で「和牛登録事業の概要」というものをつけさせていただいております。それから、「お肉の表示ハンドブック」という本そのものを皆様方につけさせていただいております。以上でございます。何かございましたら事務局の方にお申しつけください。

それでは、早速でございますが、恒例に従いまして松川座長に議事運営をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○松川座長 それでは、第3回の検討委員会、よろしくお願ひいたします。本日の終わりの時間は普段より1時間繰り下がって始まりましたので、5時を目途として進めますので、よろしくお願ひします

それでは、議事に入りますけれども、資料1から5までを一括して事務局から御説明く
ださいませんか。

○酒井生産技術室長 生産技術室長の酒井でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま
す。

それでは、資料1から5まで一括して御説明いたします。

まず資料1でございます。縦紙でございますが、第1回目、4月18日に御議論いた
いた主な御意見でございます。今日の議論に関係ある部分だけ御説明申し上げたいと思
います。

上から4つ目の白丸のところでございますが、知財の保護の手段には、創造物の保護、
表示による保護、秘密情報の漏洩などに対する行為規制による保護がある。和牛の場合
であれば、表示による保護は可能なのではないかという視点でございます。

次が、食肉の「和牛」表示について、家畜登録制度等と関係づけるべきということでご
ざいます。

次に、表示をしっかりとすることと併せ、本当の和牛の味を消費者にも覚えてもらうこと
も重要なことだといった点で、表示の関係でこういった御意見がございました。

次のページをお願いいたします。次のページは第2回の検討会の概要でございます。

主な意見でございますが、前半の部分については特許でございまして、後で出てまい
ります資料5の方で整理してございますので省略させていただきます。下の3つだけ御紹介
させていただきます。

下から3つ目の白丸。海外に和牛の遺伝子が既に出ているという状況を踏まえますと、
既に我が国の黒毛和種と海外の黒毛和種の競争が始まっていると認識して、いかにして海
外に負けない和牛を生産していくかという視点で検討することが重要であるという視点で
ございます。

関連しまして、海外に負けない和牛を生産するためには改良が重要。ホルスタインでは
全国的な取り組みにより、世界でトップクラスの種雄牛を作出するまでになった。和牛で
も個体識別データや枝肉データを活用して全国的に改良を進めることができるのではない
かという御提言でございます。

一番下でございますが、和牛の精液、遺伝資源を流通させる際、家畜人工授精所、今ま
でブリーダーと御紹介してまいりましたが、ブリーダーでしか精液の生産はできないよう
になっている。和牛の遺伝資源は国の財産であるという認識を家畜人工授精所にも持って

いただき、国内の生産者にしっかりと流通させることをやっていければ、海外に出させないような法的措置は特に必要ないのではないかという御意見でございます。

次のページの色刷りをご覧ください。これは以前にもお示ししました和牛遺伝資源をめぐると課題を鳥瞰図的に整理したものでございます。本日はこの赤丸の楕円で囲んだ部分です。一番上のところ、「積極的な精液の流通管理の徹底」という点。左下でございます。「厳格な「和牛」表示の徹底」。この点について集中的に御議論いただければと考えております。

続きまして、資料2に移ります。資料2、3、4は今までの委員の御意見を踏まえまして事務局でイメージを作成したものでございます。これからの御議論のたたき台として御活用いただければと考えております。

それでは、資料2をお開きください。

1 ページ目に「精液の流通管理の現状と課題」というふうになってございますが、その前に現状を確認するために資料2の3ページ目をお開きください。「参考」ということで、現状の数字等が入ってございますので、これを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

左上のブルーの四角で囲んだ部分でございます。精液の採取・処理は、獣医師又は人工授精師でなければ行えないと法律に定められております。また、人工授精所等でなければ精液の生産を行うことはできない。さらに、開設には都道府県知事の許可が必要だという現状でございます。実際の数というのがここに示したとおりでございます。道県で20カ所、社団法人で16カ所、民間ブリーダーで96カ所でございます。精液の配布本数はここ数年、多少変動はございますけれども、160万本から170万本程度流通しておりますが、それぞれシェアは3分の1ずつということでございます。

その下の流通経路についてご覧いただきたいと思っております。

まず、道県の場合は基本的に県下の農協等に配布する。さらに人工授精師に渡って繁殖農家で種付けに使われるということでございます。一部道県の分が公益法人に回って、公益法人から配布ということもございます。

公益法人は都道府県に窓口団体を組織しておりまして、そちらにお渡しする。さらに県内の農協等に伝わって、さらに人工授精師に伝わるというルートでございます。

民間ブリーダーについては、直接人工授精師、あるいは獣医師に渡る例が多いということでございます。概念的なもので、相互に乗り入れ等もあるということでございます。

御参考までにその右の方ですが、これはストローに添付されております精液証明書の裏側を例示したものでございます。裏側には「参考」として、「注入又は体外授精記録」というのがあるのですが、その下に「譲渡・経由の確認」という欄がございます。こちらの方には空欄が6つございますけれども、こちらに経由施設等の名称、施設から出た年月日を記載するというのが法律で定められております。ただ、残念ながら裏の面にあるということと、「参考」という表示の下にあるということ、これは参考ではないのですかという誤解を受けているという実態がございます。これが現状でございます。

1 ページに戻っていただきまして、これらの現状を踏まえた上での課題です。

まず赤の①でございますが、精液の流通には、多くの機関や個人が介在。先ほど御説明したとおりでございます。

緑の②でございますが、液体窒素内の精液ストローと、先ほど言いました精液の証明書、これは添付ということで法律に書いてございまして、一体的に流通させなければならないわけですが、ストローは液体窒素の中に、証明書は外にあるということで、一体的に移動しないことの懸念がございます。

青の③でございますけれども、様式にある「譲渡・経由の確認」の欄でございますが、これについては残念ながら現状では不徹底な部分があるということでございます。

それに対してイメージとしてこういうことができるのではないかとということで用意したのが次の2 ページでございます。

①の課題につきましては、ブリーダー、精液の生産者が協議をいたしまして、自主的に精液の管理を厳格にするような体制、例えば精液ストローを譲渡する際、海外に流通させない旨を売買契約の中に盛り込むなどがございますが、そういった体制が構築できないだろうかというイメージでございます。

②が一体的に移動しないことの懸念でございますが、それに対応して精液ストロー等にバーコードを印字し、流通管理をすることはできないかということでございます。このことによってロット管理が厳格化できるのではないかとということです。

③は、先ほどの譲渡・経由の欄の確認でございますが、法律の上では都道府県職員、国の職員は立入検査ができる。家畜の改良増殖を促進するために必要があると認めるときというふうになってございまして、その立入検査の制度を利用してこの徹底を図ることはできないだろうという点でございます。

続きまして、資料3を御説明申し上げます。表示の問題になります。

表示につきましては、関係する制度が大きく3つございます。一番上の黄色の部分で改良増殖法でございます。この中では品種ということで、登録制度の仕組みがございまして、吉村委員のおられるような登録団体があって、その中で登録をしているということです。基本的に両親が登録されているものだけが子牛登記証明書ということで証明書が発行されて、登録証明書に至るということでございます。

右の方ですが、枠が3つございますけれども、種畜証明書ということで、精液を採取する場合には種畜証明が必要なわけですが、それには品種が明記されております。精液をとったら、先ほどの精液証明書を作るわけですが、その証明書の中に品種が記載されております。さらにその精液が使われますと、人工授精証明書にその証明書を添付するという形でつながっているということでございます。

一方、左下の方ですが、牛肉のトレーサビリティ。これはBSEの発生に伴いまして制度が設けられておりますが、ここでは法律上は種別となっておりますが、ここでは理解のために品種とさせていただきます。品種は申告主義ということです。品種を証明する書類として子牛の登記証明書などの保管が指導されているということでございます。

その右側、緑の欄でございますが、これは食肉の表示をするに当たっての規約でございます。家畜市場等の流通段階で品種の伝達がされます。それを基本的に表示するというのがルールでございますけれども、和牛というのは、今まで議論してまいりましたように、①から④の4種類、それと⑤の①から④の交雑、さらに⑥は⑤と①から⑤の交配による交雑種、これらが和牛と表示ができるというルールでございますが、証明のルールは今まで特に定められていないというのが現状でございます。

これを踏まえまして、次の2ページでございますが、これもまたイメージでございますが、厳格化するとすればこういうことではないかということでございます。

上の四角に丸で書きましたけれども、「小売段階での「和牛」表示の厳格化のために、家畜改良増殖法の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「品種」と食肉公正競争規約の「和牛」を結びつけて、国内で生まれ育てられたことが確認された牛のみ「和牛」の表示を行うこととしてはどうか」ということでございます。

先ほどの図からの変更ということになりますと、それぞれ関連を持たせるということでございます。改良増殖法の下に四角く赤で囲んでございますけれども、増殖法に基づく品種による確認ということで、個体識別台帳、これは実際にインターネットで検索ができるデータベースでございますが、この台帳の品種というのを確認する。さらに、食肉公正競

争規約の中で和牛の表示をするために、従来ルールが明確でありませんでしたけれども、先ほど申し上げました伝達された品種をこの牛肉トレーサビリティ法によってイコールであることを確認するという。あと、増殖法からのいろいろな情報を表示に活用するというにしましてはどうかということでございます。

次のページからは参考でございますので簡単に触れますが、3ページは改良増殖法です。9品種でございます。真ん中に品種が書いてございますが、ブルーが和牛に相当するものです。グリーンのところは外国種、一番下が乳用種ということでございます。

次のページをお願いいたします。トレーサビリティ法ということで、和牛間交雑種ということになっております。肉専用種、海外産のものは主にこういう形で書かれていると思われま。

次の5ページをご覧くださいと思います。食肉の公正競争規約における和牛表示ということで、ルールは先ほど申し上げたとおりでございますが、1つ目の丸の一番下の黒ポツでございますが、違反行為に対して警告、除名、違約金等の措置があるということでございます。

最後の6ページでございますけれども、これは原産国表示のルールでございます。これは以前に御説明したとおりで、一番長く飼われているところが原産国になるというのが今のルールでございます。

続きまして、資料4をお開きください。これは特許について前回、御議論いただいたものを取りまとめたものでございます。

1ページ目でございますが、特許を戦略的に取得する必要があるのではないかとということでございます。遺伝子の配列は有限である。一方、海外の方と厳しい遺伝子解析の競争をしているということもございますので、和牛はせっかく固有の遺伝子を持っているということがわかりましたので、こういうものを戦略的に取得するということが大事ではないかと。そのために1つの案でございますが、協議会のようなものをつくって、必要な部分について戦略的に特許を取得するということをやってはどうかということでございます。

次の2ページ目でございますが、取得した特許についてマネジメントするということでございますが、知的財産として適切にマネジメントするというのが大事でございます。特許権の融通と関係者間で効果的な活用できる仕組み。プールということで委員の方から御提案がありましたが、パテントプールとここではさせていただいておりますが、そういった仕組みは必要ではないか。そのような仕組みをつくって、和牛の遺伝資源の保護と効率

的な改良に使っていくべきではないかということでございます。複雑でわかりづらいう
でございますけれども、関係機関がそれぞれプールをする。お互いに融通しながら日本の
和牛を守るために遺伝子特許を活用していく。そういったイメージでございます。

最後に資料5でございますが、これは座長と御相談をしながら現在までの御議論を中間
取りまとめ骨子のたたき台として用意したものでございます。

大きく2つに分けておりまして、1つ目が1ということで、「和牛の遺伝資源保護に係
る知的財産制度の活用の可能性」、下の方ですが、少し字が小さくなっていますが、2と
いうことで、「家畜改良増殖、品種表示に関する制度の活用の可能性」。これは本日御議論
いただいて、この中に書き込んでいく。そういったイメージでございます。

1の方、大きい項目だけ確認いたしますが、(1)で「和牛の遺伝資源特許等の戦略的
取得」、先ほど図でお示したものでございます。

(2)が「和牛の遺伝資源保護のための知的財産等の活用」、いわゆるマネジメントの
部分でございます。

(3)が商標の関係でございますが、「地域団体商標制度の活用」ということでござい
ます。

4つ目に「動物そのものへの知的財産権の設定」でございます。ここについて少し触れ
ますが、①のところの特許法の下では交配による改良では新規性が認められないというの
が現状だと。それらを踏まえますと、動物そのものに特許権を取得するというのは今のと
ころ困難であります。遺伝子改変動物のようなものはあり得ますが、和牛の場合は該当し
ないということです。

②ですが、世界の動向、社会的な動向などを踏まえますと、動物に種苗と同様の育成者
権を設定することは困難というふうなことでございます。

こういうふうに簡単にまとめました。これはたたき台でございますので、御意見がござ
いましたら修正等をお願いいたします。

下の方は今まで出た意見ということで記述させていただいております。

以上で説明を終わります。

○松川座長 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたし、今の説明にもありましたように、今日のメインの検討事項
は精液の流通管理の問題と和牛の表示の問題がメインテーマでありますけれども、この2
つの問題にまたがる、どちらかといったら下敷きになるような考え方として、吉村委員の

方からこれに関連した登録の関係について説明をしたいという要望いただいております。資料も準備していただいておりますので、吉村委員の方から説明をお願いいたします。

○吉村委員 事務局には御無理をお願いして、今座長から案内のありました資料をもって和牛登録の事業というものを皆さん方に、特に委員の方々に知っていただきたくてこういうものを作ってまいりました。

和牛登録事業の法的根拠といたしますのは、そこに書いてあるとおりで、家畜改良増殖法上の機関であるというようなことでございます。

現在私どもが実施しております和牛登録でありますけれども、先ほど室長の方から御案内がありましたように、登録牛同士の交配による子供でなければ、最初に生まれたときに実施している子牛登記を受けられない。子牛登記証明書がなければ、その牛が大きくなって登録を受けられないという仕組みになっていて、いわゆる閉鎖式の登録ということを実施しております。この閉鎖式といたしますのは、世界の品種の登録をしている機関の中では非常に特異な存在かなと考えているところであります。

そういう登録の特徴があるということですが、基本的な流れは、ある登録牛の雌牛が子供を産みますと、その所有者は分娩後 15 日、遅くとも 30 日以内に分娩届、これはトresa法の出生届とよく似た仕組みでありますけれども、分娩届を登録窓口に出していただいて、その分娩届に従って子牛検査を実施して、所定の検査に合格したものを子牛登記をして登記証明書を発行する。登記そのものは全頭やるわけでありますけれども、これが大体生後 4 カ月以内で、毎年約 45 万頭の登記証明書が発行されております。

この子牛登記を発行されたもの、大部分は肉になるわけでありますけれども、登録牛として大体年間 6 万頭ぐらい、この圧倒的多数が雌牛になりますけれども、「基本・本原登録」という 2 つの登録区分で資格条件を満たしているものについて登録がされるというようなことであります。大部分雌牛と言いましたけれども、雄牛は年間 200 頭から 300 頭ぐらいの登録頭数で、年によって変動いたしますけれども、登録があります。

さらに、「高等登録」ということで、繁殖牛、種牛が生産を繰り返して行く中で能力がわかってきて、その条件を満たしたものについては「高等登録」という道も開かれている。これは年間 1,000 頭ぐらいということになります。

今日は品種の区分ということに関連づけてということになりますと、どうしてもまず最初の「子牛登記」ということで若干お話をつながせていただきたいと思います。

登録の流れについては先ほど申し上げたような流れでありますけれども、2 ページ目に

子牛検査ということで何をしているのかといいますと、まずは書類の確認ですね。分娩届を出していただいた。生年月日。性別。授精証明書等が添付されているかどうか。授精回数がどうだったか。最終授精年月日はどうだったか。最終授精年月日あたりは、前産、その前に生まれた子供の生年月日との関係で後ほどコンピュータでチェックしたりして、書類の確認は現場での確認とコンピュータによる確認というものを踏まえてやっております。

それから、母牛の登録証明書。母子ひきつけということになっておりますので、母牛の登録証明書を確認して、授精証明書等に記載されている母牛の番号と合致するかどうか。それから、個体識別番号の確認もその時点で行う。

子牛に関しましては、個体識別耳標の装着確認及び記録をして、所定の検査をして、鼻紋採取をして、これは個体確認の手段ということで、生物的な特徴、人間では指紋に当たるものでありますけれども、それによって和牛登録の方は個体を確認しています。そして、失格、損徴の確認ということで、品種の基本的要件を満たさない牛が、不幸にして、生物でありますので、出てまいることがございます。黒毛和種に赤毛の牛が生まれたりということも実はございますので、あるいは不幸にして形態異常を伴った牛とか、そういうものがございますので、そういうものを除いて、異常がなければ登記証明書を発行する。異毛色等により失格扱いされた牛は、これは15年10月から発行するようになりましてけれども、両親が黒毛和種同士の登録牛の交配の産子ですよということで血統証明書を発行するようしております。

「基本登録」、「本原登録」、「高等登録」につきましては、登記証明書が発行されたものからそれぞれ登録を受けるということでありまして、これはお目通しいただきたいと思っております。

我々の登記・登録にかかわる情報というものがどういうふうにして使われているかといいますと、保存はそこに書いてありますように、いわゆる血統の情報なり、繁殖の記録なり、審査の記録、枝肉情報とのリンク等々で情報を保存していく。

利用面に関しましては、1番目には改良の基礎情報というような利用ということで、そこに書いてあるとおりであります。特に最近は遺伝的多様性というようなことをどうやって保持していくのかというのが和牛の世界でも大事なようになってきているということで、そのあたりにも力を入れて取り組むということでもあります。

トレーサビリティと流通・消費面での利用ということですが、そこに5点ほど書いております。

1 つは、トresa法に係わる種別区分の主たる証明書ということでありまして、トresa法に出生届と書いてありますのは、牛を管理する者が届け出をするという制度であって、確認という行為がそこに伴っておりませんので、私どもは第三者機関という言い方をあえて許していただきたいと思うんですけれども、子牛検査、登録審査という段階で耳標装着の確認であるとか、耳標番号の確認を実施して、確認検査の意味を持って品種の保証の面からも重要な役割を果たしている。

それから、流通業界の登録事業に対する認識ということで、卸売市場開設者の団体を含めて品種の証明としての登記・登録に対する信頼性というのが非常に高いのではないかと。近江牛の事件もございましたけれども、ブランド名だけでは品種を十分に保証できない。裏打ちするものが必要だというようなことが言われております。最近のホームページ等を見てみますと、小売店、専門店のホームページの中に和牛肉を消費者にアピールために証明書が活用されている。

それから、種畜証明書。これは先ほど室長の方からお話があったとおりでありますけれども、その活用ですね。

もう1つは、外国産との差別化の手段としての登録事業。年間 45 万頭、これに 3,000 人の審査委員が当たってくれているということでありまして。外国には真似のできない登録システムとしての独自性ということ。品種区分に登記・登録証明書を必須とした場合には、海外に出た遺伝子は「和牛」の表示は不可能ということですね。私どもとしましては、会員の方からインターナショナルな登録団体にはしないということが言われておりますので、そういう方針で臨んでおりますので、そういうことも可能なのではなかろうかと考えているところでございます。

後は参考ということで、和牛の産肉能力の特徴と、そもそも今の和牛というものがどういう成り立ちで、どう変わってきたかというようなことを示しておりますが、これはお目通しください。

○松川座長 どうもありがとうございました。

4 質 疑 応 答

○松川座長 それでは、質疑の方に移っていきますが、検討の中心になるのは資料2と資料3であるということで、資料2、資料3、行き着くところは共通なところへいくのです

けれども、若干質が違いますので、まず資料2を中心にしての御質問とか御意見をいただければお願いしたいのですが、精液の流通管理の問題です。

どなたからでも結構でございます。

○吉川委員 第2回目のときにもちょっと御質疑させていただいたのですが、先ほど室長の方から御説明がありましたように、ホルスタインの精液はこういった形の中で、流通されていますが、和牛につきましては、和牛の方の人工授精所もまた都道府県の知事の許可があるわけですが、流通の仕方が個々にあるようですから、なかなかそこら辺はちょっとわからないのですけれども、ただ、ホルスタインを管理している人工授精所において所有している和牛の遺伝子の取り扱いは、ホルスタインと同じように流通されております。

ですから、ここら辺の見直しというのは、今、民間がやっている人工授精所、各県がやっている県有の種雄牛の精液の流通について特に和牛の場合には県の所有物であり、ほかの県に渡らないようにガードしている部分も結構多いようですから、そこら辺の流通の仕方はちょっとホルスタインとは違うのではないかなど。それによって和牛の遺伝子の流通に対しては、ヤミ流通というものが起きているのではないかというふうに思いますので、ここら辺のきちとしたルール化の必要性があるのではないかと思います。

ひところ、ニセ精液が出たという時代がありました。ヤミ流通の精液というのは需要の多い、各県で持っているものがどこかから流れてしまうという、そういった部分で動いているのではないかと思いますので、ここら辺のチェック機能をしっかりやっていければ、国内の貴重な和牛が財産であるという認識の中で、日本国一体となって遺伝子の活用ができれば、ヤミ流通もなくなってくるのではないかと思います。

○松川座長 貴重な意見をありがとうございました。特に質問というふうに受け取らなくてよろしいですね。いい意見をありがとうございました。

○沖谷委員 資料の3ページの「人工授精用精液証明書の裏面」というものの記述のところで2つあるのですが、「参考」という言葉をなぜ括弧で記してあるのかということと、それから「譲渡・経由の確認」というのはどういうことを書くのかということをお教えください。

○松川座長 今の御質問に関連した御質問、ほかの方、ございませんでしょうか。一問一答であるより、まとめて答えていただく方が整理されて答えやすいかと思うんですけれども、よろしいですか。今の関連については、3ページの「裏面」というものですね。

それでは、事務局、お願いします。

○酒井生産技術室長 お答え申し上げます。

法律の方の様式というところで書かれているのですが、例として同じ形のものが示されております。参考というのは、注入又は体外授精記録というものは参考として書いておけば役立つというふうなことで挿入された部分でございます。

それに対して、以前から「譲渡・経由の確認」という欄がございまして、その部分について書くべきことというのは、経由施設等の名称、これが1点です。2つ目に、その施設から出た年月日を書くというふうに規定されております。

○松川座長 沖谷委員、よろしゅうございましょうか。

○沖谷委員 わかりました。

○松川座長 ほかにこの資料2の関連ではございませんでしょうか。

○土肥委員 今の資料の1ページでも2ページでもいいのですけれども、和牛の精液はブリーダーしか扱えない。これは法定化されている。こういうことで、出と、その後、最後のところはブリーダーですから、それは法定されて、ブリーダー以外の者が扱えない。それはそれでいいわけですね。もし扱えば制裁があるということですか。

そういうことで、ブリーダー以外は絶対さわらないということであれば、それはおっしゃるように途中をきちんと追っかけていけば精液の流通管理になる。それは当たり前のことだと思うので、結構なことだと思うんですけれども、この仕組みというのは従来からあったのではないかと思うんですけれども、つまりブリーダーからブリーダーにいて、この道県、あるいは家畜改良事業団、民間ブリーダーから流れる仕組み。であるにもかかわらず、先ほどの吉川委員の御指摘だと、アウトサイダーのものが相当量流れたという過去の実績があるという御指摘があったのですが、御提案の途中をきちんと追っかけていけばそういうものは出なくなるのか、依然としてブリーダーそのものが絶対扱うという説明だったのだけれども、そうでなくて、ブリーダー以外の者もさわるということがあって流れるのか、それはどちらになるのですか。

○松川座長 それでは、事務局、お願いします。

○酒井生産技術室長 お答え申し上げます。

まず認可がないところが精液の取り扱いをしますと、罰則の規定がございまして。それが1点目。

2つ目ですが、海外に流出した例について具体例でございましてけれども……。

○土肥委員 国内でいいです。

○酒井生産技術室長 ブリーダー以外の者が取り扱うというのは、正規のもので売買契約が成立しますので、先ほどの図にありますように、農協、あるいは社団法人というほかに個人でも取り扱いはできます。人工授精師の資格があれば取り扱えます。ただ、そのときには液体窒素がどうしても必要ですので、その人数は限られるというのが現状でございます。

○土肥委員 ということは、途中をきちんとコントロールすれば精液の管理はできるという御趣旨ですね。

○酒井生産技術室長 はい、タンクの数も限られますし、液体窒素の供給というのを常にしなければいけないので、実態的にはそういうことがあろうかと思えます。

○吉川委員 農水省の方はそういうふうな気持ちでやっていると思うんですけども、現状では、これは人工授精所で精液が採精されて、証明書もつけて、そして一定の人工授精所から変なところへ流れる。証明書が出せれば、個人に売買してもこれは問題ございませんので、そういう法律になっていませんので、個人の方が買って、それを所有していて、そのものが株と同じで値上がりしたらまた売るとか、そういう動きということはないとは言えない。現実それは数年前に起きたことも事実である。

だから、ここの部分の歯止めを、一般の人は液体窒素もポンベも手に入れられないのではないかとっても、液体窒素なんていうのは病院でも使っているし、クリーニング屋でも使っている。どこでも今や使っているので、どこでも手に入れることができるのではないかと。個人の人工授精所というのはホルスタインの世界では余りないんです。しかし、和牛の世界に非常に多い。ここの指導がしっかりきちっとルール化されていけば、こういった精液のヤミ流通は防げるのではないかと。そういった指導がきちっとされれば。ただ、ヤミ流通は和牛の知識を持っていて、お金もうけをしたいという人がたがやる行為であって、別に一般の人がどんどんやっているわけではない。普通は通常の流れの中で取引をされているということです。

○松川座長 ありがとうございます。

今の関連で、私もちょっと吉川委員の方に質問なんですけれども、ブリーダーが売るといふか、精液を譲渡する先は必ずしも人工授精師とか獣医師とかそういうものでなくても、そういうことは大いにあり得るということでしょうか。

○吉川委員 そういうことは十分あります。ということは、通常は一般の人、ブリーダー

でない人方に出すことはほとんどないのですけれど、ここのブリーダーと書いているところは結構個人の酪農家もブリーダーになっている。ここの部分の仕分けが必要ではないかなと思います。例えば個人の生産者が人工授精所から精液を買ったが自分のところで使わない。よそに頼まれたから、そこからとってほかに流すということもある。ただ、流すときに、流通経路をきちっと書きなさいということで、ここ（「譲渡・経由の確認」欄）に書くように指導すれば問題はない。ここ（「譲渡・経由の確認」欄）に書くとき、ここは資格のある者が入手するというのであればですけど、資格はうたっていないので、流通経路を書けば問題はないということになるのではないかと思います。

○松川座長 流通管理を徹底する道は十分ありますということですね。

ほかに何かこの関連でございませんでしょうか。

○吉村委員 だけど、この管理はなかなか大変ですね。届け出なければならぬという代物ではないですね。だから、書く、書かないということは全く問題にならないですね。押さえ方としたら、精液番号と、最終的にそれを使った者はやろうと思えばできるんですね。そこから間に介在したものを類推するような形でしかしようがないですね。書くのは義務ですよ、法的な決まりですよと言ったって、悪いことする場合は大体書かないですよ。

○吉川委員 例えば人工授精所は知事許可です。そして、種畜証明書は農水省の証明です。そしてまた、人工授精所では精液を採取して、必ず入れているストローに採精月日などを記載しています。そして、その精液証明書も一緒にロットに入れますので、必ず何日に出荷した、そういったものも全部授精所は記録をとっています。自分のところで製品を作ったということのはっきりしていますし、そうすると、これはどこから流れたかという追跡はそんなに難しくない。例えば全国和牛登録協会の登録制度では、この精液証明書がなければ登録ができないシステムでしょう。であれば、精液の流通経路がわからないものは登録できませんよという形がとれれば、これは解決する部分だと思います。

だから、登録上は自由に認めていますよ。流通経路がどんなものでも、わからなくても、証明書さえあれば登録しますよという制度であれば、これはヤミでも流通してしまうけれども、これを登録制度に必要な要件にできないか。生まれたときの個体識別、これはBSEの関係で今、日本の家畜に対しての個体識別がしっかりとできている。これだけでできている国は世界でも日本だけである。これをうまく活用した登録と個体識別をきちっと一体化してということになれば、精液の流通だけでなく、生まれてからもしっかりとしたものが作れていく。だから、ここら辺を一体化してきちっと制度化されれば、そういうヤミ流

通はやっても意味のない話になる。登録のできないものになってしまうということであれば、流れは止められるのではないかと僕は思います。

○吉村委員 わかりました。

そこのところは私ども登録をするときには精液ラベル等は確認はしていますけれども、その流通、譲渡されてきたプロセスというのを今は確認はしていません。

○吉川委員 精液証明書にここを書くことは義務づけられていますので、これを見ればすぐわかるという形になっているはずなんです。

○吉村委員 登記をするときは人工授精でということであれば、今おっしゃっている精液ラベル（証明書）と人工授精証明書ですね。精液の証明書ではなくて、人工授精証明書はその精液をこの種畜につけましたよというような証明書であり、雌牛の所有者の求めに応じて発行する、人工授精師は発行しなければならないと書いてありますね。その2つを抱き合わせにして、それが分娩届という形で我々の方は確認した上で、そのほかのチェックをかけて登記をしていく。譲渡のところまでは今まではチェックはしていない。むしろ逆に精液ラベルの番号がわかれば経由がわかるということもあって、門外不出の精液がよその県で使われたときに、それを教えてくれというようなことがあるにはあったのですけれども、そこは今の現状の中で処理をされたということもあったんです。そこのところをきちっとやるものですよというルールが確立していけば、吉川委員がおっしゃったようなことは機能するかなというふうに思います。

○松川座長 要するに先ほどから吉川委員もおっしゃっているように、それは手の施しようがないというようなことではなく、やればきちんとできるものであるというような理解でいいんですか。

○吉村委員 そこのところの仕組みがかなりしんどいなとは思っています。ラベルの番号を確認することと、譲渡のプロセスを追わないといかんわけですからね。そこところはちょっと大変かなとは思っています。

○松川座長 それでもそれはやると。

○土肥委員 今おっしゃっているところは、この図で言うと、農協とか畜産協会のような大きな団体だとそういう確認はできますよね。チェックするバーコード等、判断するような仕組みを持っているから多分オーケーだと思うんですけども、直接人工授精師とか獣医師に流れた場合、そこでもできるわけですか。実態がよくわからないのですけれども、要はブリーダーが精液をお採りになる。これは高等登録なり登録がされている牛であるか

らははっきりわかっているわけですね。その牛の精液がこの3者（「種雄牛造成道県」、「(社)家畜改良事業団」、「民間ブリーダー」）によって採られる。採ったときに、証明書とストローにバーコード等をつけて、流通される。流通される段階でそこを確認しながらバーコードと登録番号が一致するかどうかを追っかけていって、最終に授精師のところに来るわけですが、この段階が恐らく大事だろうと思うんですが、ここもそういう仕組みをつけていても大丈夫なものですか。つまり、チェックをして、きちんと和牛の精液が和牛に対して種付けされる。最後のところは、そこがお尋ねのことなんですけれども。

○松川座長 吉川委員の前に、事務局、今の質問に対して何かありますでしょうか。

○姫田畜産振興課長 バーコードの件ですが、ここは図の中に書いてありますけれども、これは2の上の方にも書いてありますように、「精液ストロー等にバーコードを印字し、流通管理をすることはできないか」ということで、これは今回の私どもの方からの提案でございます……。

○土肥委員 そうなんですけれども、そういうことをすれば可能だという御提案というのはわかっているのですが、それを末端のブリーダーのところまでそれができるんですかということ。つまり、流通の農協連とか農協、畜産協会あたりだとそれができるのだろうと思うんですが、はっきり言えば種付けのところまで完了するわけですね、行為の全体が。そこは大事なんだろうと思うんですが、その人工授精師、獣医師、ブリーダーから流れてきたものを確かにこれは間違いないと、アウトサイダーのものではないということを確認して種付けができるという仕組みになるのかということです。なれば、それは精液を取ったところから授精のところまで間違いなく流れていくシステムになりますので、結構ではないかと思うんですが。

○松川座長 現場のことをよく知っている吉川委員にちょっと触れていただけますか。

○吉川委員 今の組織の農協連だとか、農協だとか、畜産協会、そういうところはその仕組みを今もやっていますし、それはできていると思うんです。それはストローの番号、そしてラベルの番号が一致するか、それをきちっと確認されて、そして受け渡しは何日に受け渡し、それも全部記入することになってできています。

ただ、僕が心配しているのは、民間のブリーダーというところ、それは授精所も民間のブリーダーというふうに言っていると思うんで、これがごっちゃになっていて、酪農家も民間のブリーダーという形になると、民間のブリーダーから民間のブリーダーに流れる場

合、民間のブリーダーは授精師の免許もない、個人で自分の財産に自家授精として認められておりますので、そのこのところの部分、そうすると自分のところで必要として採った精液が余ったら他人に譲渡する。譲渡するときにはこういった記入をきちっとして譲渡してくださいよという流通経路をしっかりと指導していけばなるだろうし、それを今ちよっとあいまいなものだからしないで流通してしまうという部分が起きてくる。

ですから、民間の方がこの認識を持てばそれほど問題はない。これは精液を採取するところも民間ブリーダーというふうにならなっていますので、ここは都道府県の知事許可ですから、そして種畜証明は国の証明ですから、ここはこの民間の人工授精所に指導をしっかりとやれば、これに反したものは取り消しになりますよという形の指導をやれば、これはきちっとできる問題だと。だから、流通経路もきちっとしないさいという形になれば問題は起きないのではないかと。

○酒井生産技術室長 事例の紹介でございますけれども、ある地域で人工授精師さんがバーコードリーダーを持っておられまして、今、牛の個体は、耳標にバーコードがついておりまして、10けたの数字が読めます。自分は人工授精師の番号を持っていますから、これと自分を読めばこの2つは入るのですが、今ストローにバーコードがないので、この印字さえすれば、自動的に証明書類がつくれる。自分の発行する証明書がピッ、ピッ、ピッと3つ読めばできるようになるので、早くやってほしいと言われる方もいらっしゃいます。そのように今バーコードを活用しているので、ストローにも印字されれば活用できるので、ぜひという方がいらっしゃいます。実態的にはそういうところもあるということで御紹介いたしました。

○土肥委員 私の質問もどちらかというところ今のようなテクニカルな質問だったので、そういうことであれば結構だと思います。

○松川座長 ありがとうございます。

ほかにこの資料2の精液の流通関係……。

どうぞお願いします。

○秋岡委員 資料2の2ページのところの①の3行目ぐらいに「海外に流出させない旨」の何とあって、ここで言っている流出というのは輸出と同じ意味で使っているんですか。ではなくて、輸出というものと流通という言葉は何か分けているんですか。

何でそういうことをお聞きするかというと、流通管理を徹底することと、輸出または流出されないことはイコールなのかどうかということがどうしてもよくわからなく、私は

正々堂々とビジネスとしてこれを輸出したいんだという人がいたら、流通管理を別に徹底しても正々堂々と表門から出ていくだけの話で、それを止めることにはならないので、徹底することと出ていかないことがイコールなんですか。

例えば私はビジネスとして海外に出して、海外で作りたいんだというときに、いろんなケースがあると思うんですけども、例えば私は海外で本当に日本の国内と同じような和牛を、向こうは人件費も安いところで、安く、同じ品質のものを作って、それは仮に国内で和牛というラベルを張られなくても、特定のチェーンとか、ファミレスとかと契約をされていて、おいしいとわかれば、もちろん消費者はより安くおいしいものが食べられれば喜ばれるのだから、これは日本のためであるとかという人が出てきたときに、そういう人をこれで止められるんですかというのがよくわからないんですけど。

○松川座長 難しい質問ですが……。

○酒井生産技術室長 まず流出という言葉は、この中では輸出のことをあえて流出という言葉を使っております。実際統計上に出てまいりますのは、動物検疫所を通ったものということで、実際の手続を踏んだものということでここでは記載しております。

従いまして、今言われましたように正々堂々と私は海外に輸出するのだという方が実際平成9年、10年に持っていかれたということでございます。そういう実態にあるということをお紹介いたします。

○姫田畜産振興課長 ですから、その場合、正々堂々ということであれば、みんなでお止めするしかないということが1つあると思います。ただ、要するに和牛の種雄牛というのは、ここに書いてあるとおり、都道府県、そして家畜改良事業団、そして一部の民間ブリーダーの方々というところでございまして、その民間ブリーダーの方々も含めてそういう意味での国内で守ろうという考え方をしっかりと持っていくということが必要だと思えますし、海外に輸出した場合に都道府県にとっても、改良事業団にとっても、民間のブリーダーの方にとっても、みんなまとめてなんですけれど、中長期的に御自身に不利なことになりますので、そこはしっかりとその意識というのは醸成していかないといけないということで、ここは最終的には善意に頼らざるを得ないという面はございます。

○松川座長 秋岡委員は今のこちらの回答でよろしかったでしょうか。

○秋岡委員 ブリーダーの方は戻ってくると思うんですけど、食べる方からしたらまた違う意見もあるかもしれないなと思って、その辺が世論を納得させることができるのかなと思ったんです。

○吉川委員 その件につきましては、今、BSEで生体の流通が世界でストップがかかっている状況ですから、海外で遺伝子を増やすということは不可能である。つまり、精液を持っていくということは、海外では交雑種をつくるということになります。その交雑種は肉質が和牛と似ているからといって、同じイメージで売られると日本の和牛のイメージも落ちると思います。交雑種と純血種とはやっぱり違う。向こうでは純血種はつukれない。

そういうこともありますので、海外で作られるのは一代雑種、F1である。入ってくるときに、和牛として入ってこれない。今の場合はアメリカ和牛だとか、オーストラリア和牛だとかという名をつけてきている。それはあたかも日本の和牛と大して変わらないんだよというイメージの中でやってきている。それが前回、1回目、2回目の遺伝子のDNA鑑定、いろんな形の中で、それと日本の和牛の風味だとか、味だとか、そういったものは日本の和牛独特のもので純血種にしかない特徴と言うことであった。そこのチェックをやっていけば、肉が安いから食べるという人はいるかもしれないけれど、味が同じものをつくることはできないのではないか。そこの検査をしっかりとやっていこうという形だと思います。

○吉村委員 農業そのものといいますか、家畜の世界もそうで、グローバル化が図られてきている。野菜などでも中国野菜が随分入ったりしている状況の中で言いますと、日本の消費者をめぐる、自由化以前は日本の生産者がどれだけ提供していくかということが非常に重要な話だったわけですがけれども、日本の生産者もある意味で言いますと、海外のそうした遺伝資源と日本マーケットをめぐる競争の時代に入っているということだろうと思います。そういう状態の中で何をしていくのかということになれば、吉川委員が純粋種はこういう特徴がありますよということだけではなくて、今の和牛そのものをどういうふうによりッシュアップというんですか、磨き上げて、消費者の方々に喜んでもらえるような牛肉にしていくのかというような、精液の流通の徹底化の議論は離れますけれども、そのところは最終的に遺伝資源としての和牛を守り切れるかどうかということにも関連してくるのかなというふうに思います。

海外流出を阻止できないのであれば、国際競争の世界の中で、国内で何ができるのかという視点というのが非常に大事な話になってくるのかなと思います。

○松川座長 今、吉村委員がおっしゃったようなことは第2回のときに技術の効率化というんですか、技術をよくすることが重要であるというような話として出てきたと思います。

それで、資料2の関係では、ここの2ページで赤字で書いてあるものは、言ってみれば

提案になるわけですが、これはこういうことで進んでいくべきだというような合意でよろしいでしょうか。これについては後でまた論議を戻っていいと思っているのですが、一応次のところへいく関係で、この赤字で書いてある提案はこういうことで、後でもまた論議をしていただく部分があるにしても、こういうことでということにしておいて、次の資料3の表示の関係、先ほどから秋岡委員のおっしゃったことは表示にもかかわることでもありますので、表示の方に移って行って、また後で資料2の精液の流通の問題についても触れていただくということにしまして、資料3の表示の関連についての質問などいただきたいと思います。これもどの点からでも結構でございますし、できれば関連質問を幾つかいただいてから事務局に御返事いただくということにしたいのですが。

○土肥委員 先ほど出た秋岡委員の御発言の話ですが、消費者としては選択肢が多ければ多いほどいいものですから、和牛のような非常に手をかけて育成した肉、高級だと思わなくても、そういう肉も、それから外国産の肉も、それから交雑種のような肉も、今3つ出ましたけれども、3つが選べれば一番消費者としてはいいんだと思わんです。ただ、それがきちんと区別できるかどうか。そこは誤認とか混同するようなそういう表示だとそれは消費者はかえって不利益ですし、育成者の側も困るんだらうと思わんですね。だから、そこをきちんとしていただくということで必要だらうと思わんです。

○松川座長 表示の正しさという意味になりますか。

○土肥委員 あるルールを守っていれば、それでみんな関係者がそれを守ってくれるだろうという信頼は必要なのですが、しかし、そうでない場合が当然出てくるので、そういうそうでないものに関してはきちんと排除できるような、例えば権利を侵害したのだから、侵害の排除としてやめろということを民事罰なり、刑事罰なりの仕組みがないと、表示に対する信頼はでき上がらないと思わんですね。だから、そういう表示に対する信頼ができるような、消費者にとっても、それから育成者にとっても、両方信頼できるような、そういう表示のシステムが欲しいということですね。

○松川座長 これは当然なことだと思いますし、第2回でも品種の判別というのはDNAでかなりなところまでできるという話があり、それから今後もこういうことについては研究を進めていくということでもあったと思わんですけれども、事務局の方、今の土肥委員のことについて何かありますでしょうか。

○酒井生産技術室長 まさに委員の御指摘のとおりでございます。今、和牛の公正競争規約の表示ですね。ルールが特に今定められていないというのが現状でございますので、今

のような御指摘を踏まえて、今後は登録、あるいはトレーサビリティを結びつけて、確認されたものだけが和牛というようにできる仕組みがいいのではないかというふうに考えております。

○土肥委員 事業者の側の注意の程度と、消費者の側の注意の程度は相当違うのだと思うんですよ。事業者の場合はまさに長年手をかけて育成されてこられて、またそれを扱われるわけだし、専門家だから、こういう黒毛和種をはじめとした4種類プラス2種類の違いがきちんとわかるのだと思うんですけれども、消費者というのはほとんどわからないですから。大事なことは、トレーサビリティの問題というのは、それは同一性が判断できる専門家にとっての表示の意味だと思うんですけれども、消費者はほとんどそういう意識がないものですから、もう少し幅を持って、つまり使えない幅があると、それを信頼できるわけですね。内と外では別の種類だと言われると非常に困るので、いわゆる類似のようなところも使われない。つまり、和牛なら和牛という言葉はこの4種類プラス2種類でしか絶対使われない。しかもそういうものについては消費者が一見してすぐわかる。このマークが付いていればそれだと。とにかく私でもわかるようなものを、私がスーパーに行って肉を買うときにすぐわかるような、そういう仕組みですね。素人でも判断できるような、そういう表示が望ましいという意味です。

○松川座長 ありがとうございます。いい提案をいただきました。

○神田食肉鶏卵課総括 食肉鶏卵課の総括をしております神田と申します。

先ほど和牛の統一マークというようなお話が若干ございました。補足ということなのですが、現在、和牛に関しましては純粋な4種類とこれらの交雑種のみが和牛とされ、それ以外は表示してはならないと公正競争規約に定めておりますが、和牛について統一的なマークは作成しておりません。実際には和牛に関しましては、前回の検討会でもお話がございましたけれども、地域ごとにそれぞれの銘柄牛の取り組みがなされておまして、それぞれの銘柄ごとに特徴あるマークが作成されているものですから、一方で統一的な和牛のマークという御意見に関しましては、そういった地域ごとのブランド化の取り組みとの関係というのも十分留意しながら検討していかなければいけないと思っております。

私ども農水省で現在取り組んでおりますのは、1つは、国産牛の中でも若干取り扱いで不利な扱いを受けやすい乳用種につきまして、国産若牛という名称で統一的なマークをつくりましてPRを実施しているところですので、御紹介させていただきます。

これに対しまして、先ほどの繰り返しになりますが、和牛に関しましては、和牛という

表示のみで現在対応しているというのが現状でございます。

○松川座長 吉川委員、さっき手を挙げておられましたが、よろしいですか。

○吉川委員 先ほど言われたように、消費者が求めるのはやっぱりきちっとわかったもの、そして自分が買おうとするものの品質なり、味なり、そういったものの情報が欲しい。これは国内のものであれば、情報は揃えて出すことができるのではないか。だから、和牛についての情報、日本の肉に対しての情報は非常にとりやすいのではないか。というのは、このデータをとるのにはと畜場というものがある。このと畜場というのは厚生省と農水省の管轄なんですね。そこでしか肉は解体されない。そここのところの肉の分析を十分にやっ
ていけば、そういった分析をしたデータをきちっと消費者にも見えるようにつけてあげるという形をとれば、消費者は安心して、どういった風味だ、味だ、そういったものも全部検査できますので、そういったことをきちっと表示していけると思っております。

外国から輸入される肉については生体で入ってくるわけではないから、と畜場は使われない。肉そのものが入ってくる。それに対してのチェック機能もきちっと持てれば、ここも検査体制は農水省なり、厚生省なりが検査している。そこで分析も十分とれるのではないか。そうすれば、ここはこういう表示をしてはだめよという指導もできるのではないかと思うので、この部分の肉に関しては押さえる方法というのは、と畜場だとかそういった国が持っている。だからそこは自由にできるのではないのと。そして、それはもっとアフター、消費者なり、生産者なりにもっとそういう情報を流がせるのではないか。それが今行われていない。そういった情報は一切ないという形ではこれは僕はちょっとおかしいのではないかと思います。情報の活用をきっちりするべきではないかと思います。

○沖谷委員 今のことに関連してなんですけれども、和牛の良さをこういう会議を守っていけないかという理由は、恐らくこれまで作り上げてきたときに、実際に消費者が払っている税金を使ってやっていた仕事がいっぱいあるわけですよ。恐らく県の仕事とか、家畜改良事業団の仕事は完全な民間ベースではないですよ。アメリカのブロイラーとかヨーロッパのブロイラーとは全く違うケースで種畜産業というのは日本にあって、それを引っ張っているわけですね。ですから、消費者も当然自分たちの税金が有効に使われて生まれた知的財産を当然それをめでで、喜んで使うという態度にならなければ、これまたずっと続いていくわけですね。そういういい性質を遺伝子の多様性を守りながら維持していかなければならない。それについても全く消費者というか、タックスペイヤーとして税金を払ってやっている部分があるわけですね。当然クローズの部分が和牛に対してはあ

るのだということを、ほかのものとちょっと違う意味で相当の自分たちの税金が使われているのだということは当然守っていくべきだという認識、安ければ安い方がいいんだという、瞬間はいいんですけれども、F1をつくるのに。ですけれども、そのF1の精子の改良とか遺伝子の多様性をずっと守っていかなければならないということですね。それはまたお金がかかる。せつかく自分たちが作っている、消費者も参加して作っているシステムはどこか穴が漏れているような形になってしまうわけですね。それを日本で育てている生産者も消費者がそういうふうに漏れることを喜ぶということになると、非常に生産意欲をそぐような形になると思うんですね。

ですから、和牛については表示をきちっとやることと、吉川委員が言われたように、国民全体の財産を使ってやっているものだというキャンペーンも一緒にやらないと、何で和牛だけやるんだという話になってしまうかなと思ったので、つけ加えました。

○松川座長 ありがとうございます。

○吉川委員 僕も先ほどから言うのはその部分なんですよね。というのは税金を使って改良だとかというのはそういうもので生産者に対してやった。生産者のために税金を使われると思うから消費者は非常に不満だと思う。消費者に返ってくるものは何なのかといったら、やはり成果物、そしてその内容がはっきりしているということが、消費者というか、国民に対してきちっとそれを説明できるようなものを作ってあげる。それを一体となって改良と、そのためにまた遺伝資源を守るための改良、そういったものもきちっと一体となっていくと、これはいろんなところから不満が出てくる。今までのあり方というのは、例えば農業でも生産者のためイコール消費者のためであったのに、生産者のためということばかりがクローズアップされていて、消費者にそれが理解されなかったということが起きていたのではないか。そこは一体となって成果物の説明、表示の仕方を工夫する必要性があるのではないかと思います。

○松川座長 ごもったもな意見で、私も賛成であります。ありがとうございます。沖谷委員にはいいことを言っていたと思っております。本当にありがとうございます。私も生産者側に身を置いて、研究に従事した身なものですから、同感です。

ほかにこの表示の関係で……。

○土肥委員 先ほどのお答えの中に地域団体商標を活用してというようなお答えがあったと思うんですけれども、1回目か2回目ぐらいのときのこの委員会で、私の認識ではむしろ逆で、使えないのではないかというお答えだったような気がするのですが、そうじ

やなかったですかね。つまり、地域団体商標が使いにくい。なぜかという、例えば黒毛和種というのは北海道から鹿児島まで育種されていて、それで地域とのつながりがないのだというふうに伺っていたのですけれども、つまり地域団体商標は地域との関連性がありますよね。それが無いというふうに伺っていたような気がするのだけれども……。だから地域団体商標も1つ考えてもいいのかもしれないけれども、なかなか使いにくいのではないかなというふうに思うんですけれど。

○神田食肉鶏卵課総括 地域団体商標は今年の4月からスタートしておりますけれども、300数十件応募があったということなのですが、特に牛肉の関係につきましても30件程度申請があるところでありまして、私どももその取り組みについては積極的にサポートしていきたいという考えでございます。

○土肥委員 地域団体商標制度について農水省で期待いただくのは大いに結構なんですけれども、例えばその場合の団体というのは全中とか全農を想定されるわけですか。つまり、日本全国の組織で構成員は各地の農協というような、そういうことをお考えでされているわけですか。

○神田食肉鶏卵課総括 実際には各個別のJA、あるいは県段階の連合会とか、そういった方々が主体になって申請がされているということだと思います。

○土肥委員 そうすると困るでしょう。つまり、なぜかという、各地のJAがおやりになると、2つはとれないのだから。1つのJAだけですよね。そうすると、東京のJAがとれば、北海道とか九州のJAは使えないわけではないですか。だから喜ばしいことではないのだけれども、日本全国、全中とか全農が事業者になって地域団体商標をとって、構成員を各地のJAにされるような形が考えられているのではないですか。それはよくないよということはあるんですけれども、いずれにしても地域団体商標を使われるというのはかなり慎重に考えられた方がいいと思いますけれども。つまり、それから外れる方が使えなくなるわけですよね。

○町田畜産部長 今の地域団体商標制度については、例えば今、経済連が全農という形で統合されていますので、経済連を代表して全農がやっているというような例はあるということでございます。私ども先ほど土肥先生から言われましたように、和牛とって消費者の方がすぐ見てわかるようなことが大事ではないかという貴重な御提言でございます。今回できますれば和牛の表示も国内で生まれ育ったものを和牛というふうにするということでルール化できないかと思っていますので、そういうルール化ができた場合にはそういっ

た和牛というような表示、マーク的なものも含めて御検討させていただきたいと思います。

地域団体商標制度もちろん使える範囲では使いたいのですが、資料の5ページにありますように、国産牛と和牛の違いは何かわからないみたいな話もございますので、和牛というのはこういうものだということがルール化できるのであれば、そういった一目でわかる表示、マーク的なものも検討していきたいと思っております。

○土肥委員 それで結構です。

○松川座長 この件はまだ議論は終わっていないと思いますけれども、2時半から始めて1時間半議論があったということで、ここでちょっと休憩に入りたいのですけれども、再開してまたこの議論の続きはしたいと思えます。

〔暫時休憩〕

○松川座長 約束の時間になりましたので再開したいと思います。

先ほどから議論が続いております資料3の表示の関係について継続して質疑、意見をいただきたいと思えますが……。

中村委員、お願いします。

○中村委員 質問なのですが、牛肉トレーサビリティ法の1ページ目の図なのですが、品種は申告主義とございますね。ですから、登録は書類を整えばある品種として登録されるということだと思えますが、例えば海外で純和牛が何らかの理由で存在したとして、輸出されるとか何らかの方法で。書類が整って、牛は外国にいるのだけれども、品種登録してくださいと登録機関に書類を持って申請にきた場合に、それを拒むことはできるのでしょうか。

○松川座長 今の御質問は、海外の方が遺伝的というか、血統的に純粋だという理由を持って和牛として登録しろと言ってきたときにどういう扱いになるかと。これは登録協会の話でもありますね。

○吉村委員 登録団体というものをどうとらえるかという話になっていくと思えますね。我々は公益法人とは言いながら、社団法人である。民間の団体であるということで私どもは切り分けた経験はございます。といいますのは、今の私どもの登録の定款の中に触れることになるのかどうかわかりませんが、要は会員として認めるものの範囲の中の処理になってくるわけですね。それが今の段階では海外の人たちを登録協会の会員とするということは規定の中には明確にはうたっていない。今までなかったということと、それから海外で和牛の遺伝子を用いた登録団体がアメリカ、オーストラリアを初め、あちこちに

できているというのを承知はしておりますけれども、インターナショナルなそういう登録のシステムにしましょうという組織間の合意というのは現在ないんですね。

○中村委員 例えばある企業が世界的な企業で、日本でも畜産をやっているし、アメリカでもやっている。企業としては1つなわけですけども、そういう場合に日本の登録団体に属しているという場合も考えられると思うんですけど、そういう場合は団体には属しているわけですから、登録を拒否することはできないと思うんですけど……。

○松川座長 世界的に家畜の場合は品種の定義は基本的には登録団体が決めていて、生物的に、あるいはDNAレベルでどうかということは二次のわけです。だからその登録団体がこれこれのものを例えば黒毛和種という。こういうものを排除するというにすれば、それはそれで済むことになっているようです。

○中村委員 ですから、ある企業が多国籍な企業で、日本でそういう登録団体に属していて、なおかつ海外でも畜産をやっているというような場合ですね。登録団体に属していて、それで申告によって、これは黒毛和牛というふうにした場合、それはその牛がどこに住んでいるかということとは関係ないわけですね。基本的に。

○土肥委員 やっぱり属地主義ではないですか、それは。どこに住んでいるかというのは大事なんじゃないですか。

○中村委員 だからそういう判断がなされているのかということ。外国に住んでいるものは品種登録しないということになっているのかどうかということなんです。

○吉川委員 これは登録の方ですから、専門家がいますけれど、登録制度の中に、例えば外国に純粋な和牛がいたとする。そうすると、例えばアメリカで和牛の登録協会があれば、それは申請できるだろうし、それでやっていく。

○松川座長 日本の和牛登録協会の支部みたいなところの話ですね。

○吉川委員 ということになるし、逆にまたその国がそういった品種の登録制度をつくられていけば問題ないだろうと思いますが、登録制度がない場合には登録がないのですから、いわば国籍がない。品種がわからない。ということが現状なんですよね。その牛は何年生まれで、何月何日生まれかもわからない状況になります。例えばホルスタインの場合は世界全部共通の登録制度がありますから、その中で一緒にドッキングさせていますからいいけれども、今の和牛については、和牛の登録を持っているのは日本しかない。海外で生まれたものを日本に登録申請した場合、それを受けないということができるか、できないかという話であれば、これはこっちのルールでやるしかないし、向こうでは登録されていな

いものは雑種しかないんですよ。

○中村委員 わかりました。

そうしたら、和牛をだれかが海外に持っていった。それは登録されているものです。されている和牛がアメリカに渡った。登録されているわけですね。その子供も登録できるわけです。書類さえあれば。住んでいるのは外国だけれども、日本で登録されたもの。そういうことも将来的にはあり得るのかと思ったんですけども……。

○吉川委員 ホルスタインの場合につきましては、その国で生まれたものはその国の登録協会に登録することが基準であって、例えば日本でホルスタインが生まれても外国で登録することはできないんです。

○中村委員 外国に登録制度がないという前提でお話ししているわけですけども、日本だけに登録制度が現状あるということなのですけども、登録された牛が海外に渡って、それは登録されているわけですね。海外にしようとも1度登録されたものは登録抹消になっていないわけですから、登録されているわけです。その子供ができた。その書類さえあれば品種登録できることになりますね。

○吉川委員 それはホルスタインも同じことで、例えばアメリカから日本に買ってきた。アメリカで生まれて、アメリカで登録されて、お父さん、お母さん、アメリカで登録されているものを日本に買ってきた。今、ホルスタインでそういう現象が起きているのですけれども、子牛を日本で生ませました。生まれたときに、アメリカで登録できますかといったらできないです。

○中村委員 できないんですか。

○吉川委員 はい。日本で登録する。日本に登録協会がないものは登録ができない。ですから、海外に和牛が行った。和牛の協会が向こうにないものは登録ができないんですから、日本にそれは証明等を持って入ることはできないということにつながるのではないかと思います。できないですよ。

○吉村委員 今おっしゃったのは乳牛の場合の国際的なルールですね。和牛の場合にそういう国際的なルールが今あるのかと言えば、はっきり申し上げてないです。我々も今まで国内の中での生産に関して、書類だけではなくて、実際その牛、母と子を含めて所定の検査を終えてという形で登記証明書を発行していくという業務をやっておりますので、これまでは国内の問題であるということ。それから、添付される書類等の問題ですね。仮に人工授精証明書というものがインターナショナルに通用するものなのかどうか、オーストラ

リアの何かそれに類するものがみんな認められるのかどうかとか、そのあたりの……。

○中村委員 牛がいる場所が国内であるか、外国であるかということで、登録できない、できるという、そういう基準はあるんですか。すんでいる場所というのは問題になるのでしょうか。

○松川座長 登録協会の規定にはそれは明記されていないと思いますけれども……。

○吉村委員 明記されていませんね、定款には。

○松川座長 それは登録協会が決められることで、こういうものは和牛とは言わないと言えればそれで済む話。

○吉村委員 ですから、慣例的には国内ということではか考えておりませんし、国内の状況の中で言えば、その県の登録はその県の支部がきちっと対応していくというルールでやってきております。

○松川座長 先ほども申しあげましたように、DNAレベルでどうのこうのということではなくて、品種の登録というのは、どちらかと言えば登録協会が決めるものがこうであるということで、若干その辺は、先ほど吉川委員が言われたように、アメリカのホルスタインと日本のホルスタインは極めて似ているのですけれど、それはそういうことはしないというのと同じでありまして……。

○中村委員 なぜそういう質問をしたかといいますと、もちろん遺伝子とは関係なく、品種登録制度というのがあって、それに基づいて和牛という表示をしようという話をしているわけですね。将来的に、これは想像の世界ですけれども、和牛はおいしいし、高く売れるのだということであれば、どこの国でも和牛と同じようなものを開発しようというふうに思うのが当然だと思うんですね。そのときに、全く同じ品質のものが仮にアメリカとかオーストラリアでできましたよということになって、和牛という表示はできないけれども、全く同じなんだよというふうに宣伝、あるいは主張されて、表示はできなけれども、同じなんだということで、仮に輸入されたとしたときに、品質が同じなら表示が違ったっていいというふうに消費者は思うかもしれないですね。そういう状況になったときに表示にこだわっていても意味がなくなる可能性があるのではないかということなんです。

○沖谷委員 国産のものはトレーサビリティで義務づけられているのですけれども、外国産について非関税障壁になるということを避けるために、生産情報公表JASというのを牛肉に適用されているわけですね。それは外国で生まれたものについて生産履歴を全部つけて日本へ輸入する。そのときに品種を書くところがあるはずですね。その品種は全国和

牛登録協会とかそういうところで何とか証明がトレーサビリティで決められているのとは違うルートで証明できれば、恐らくそれは書いていいと思うんですね。向こうはアンガスはアンガスの協会があるわけですし、それぞれの遺伝子をめちゃくちゃにするような国はないわけですから、せっきくの畜産資源ですから、日本だけが品種をきちっと管理しているということではないので、生産情報を公表する場合には、ちゃんとそのルートは示そうと思えば今のシステムであります。そのときに和牛と書くか、和牛とは書かないですね。和牛というのは総称名で、品種名は黒毛和種とか、あるいは日本短角種というふうを書く。現状はそういうふうに僕は認識しています。

それから、すごく気になるのは、和牛という総称名は公正競争規約で使っていることになっているんですね。ですけれども、黒毛和種が特段肉質が好ましい。生産価格も高いということで、黒毛和種は率先して品種を書いています。ですが、日本短角種、褐毛和種ですか、これについても書くことが望ましいですね、消費者がきちっとおいしさを識別できるということで。ですけれども、これは今あいまいで、和牛と書いてもいいと。国産牛というもう1つのルールがありますね。これは全体を含めて、和牛も含めてホル雄とか、交雑種も含めての国産牛という名称があつて、そのあたりの表示の整理を、これは公正競争規約ですから、自主規約で、僕はあんまり納得していないのですけれども、いいものだけは表示して、そうでないものは和牛とつけられるという、ちょっとずるいかなと思っているのですけれども、そのあたりについても何かここでもきちっと品種を書くと。褐毛和種と黒毛和種の交雑というのは可能であるけれども、実際には僕は見たことないですよ。日本短角種と黒毛和種を交雑したものが市場に出ているというふうには見ていないのですけれども、ホルスタインとのF1は出ていますけれどもね。そういうところの整理もぜひやらないと、消費者はきちっと1対1で品種とおいしさを連携して記憶できないというふうに私は思います。

○土肥委員 この検討会の話は和牛ですよ。和牛をどうするか。そこが議論の前提だと思うんですよ。だから、和牛であるのか、和牛でないのかというところをまず分けるというのが必要で、そこから先、和牛の中に松・竹・梅があるということだと思うんですけども、そこは松か竹か梅かというのは、それはそういう表示をつける側と受ける側、見る側と両方の問題がありますから、まずつける側がウソをつけられては困る。これは絶対必要なことだと思うんですよ。あと、見る側もちろん啓蒙される必要は当然あるのですけれども、これはそこもあわせて勉強していただければいいのかもしれないけれども、

そもそもこの検討会というのは和牛をというところだと思うので、その前提を、それも外国の、アメリカとか、豪州におるような和牛の話ではなくて、あくまでも日本の、国産の和牛の話ですよ。だから、極めてレアなケースを問題にするのではなくて、そもそも日本におる和牛、これをどう保護するか。

○中村委員 ちょっとよろしいですか。和牛の定義、表示上の和牛ではなくて、和牛を保護するということはどういうことなのかということなんですけれども、日本に住んでいる牛が和牛ということではないと思うんですよ。和牛という乳用種とは違う種類の肉専用種としての和牛、それを保護しようということであれば、それが日本に住んでいようが、外国に住んでいようが、関係ない話なんですよ。

○土肥委員 それは違うと思いますよ。

○中村委員 ですから、日本に住んでいる牛ということが和牛というふうに私はとらえていないのですけれども、なぜかといいますと、和牛を保護しようというそもそもの目的というのが外国でつくった和牛というのが脅威に感じられて、それで日本の和牛をもっとよくしていこうというところがスタートラインだったような、そもそも目的だったような気がするのですけれども、そうであるとしたら、外国との競争にさらされるということを踏まえて和牛をどういうふうに保護していくかというのを考えるべきだと。だから、そういう将来的な方向性としての和牛の遺伝資源をどう保護していこうかという話だったような気がするのですけれども……。

○土肥委員 だから、外国から日本に入ってくるものと、もともと日本で育成される和牛とをちゃんと分けましょうという話ですよ。

○中村委員 はい。

○土肥委員 分ける。だから、それを一緒にして、国産のものも外国のものも和牛だというくくりの中で考えるわけではないと。

○中村委員 時間的に現時点で切れば、おっしゃること、もちろんそのとおりなんですけれども、和牛というのが国内にいるから和牛ということではなくて、和牛種を戦略的にどうやって保護していこうかと。そういった時間の将来的なレンジで考えたときに、おいしい牛をつくりたいのは日本だけではないわけですから、外国でも同じような開発が進められる可能性があるわけですね。そのときに、日本で作ったから和牛だという表示にしようという、それだけで止められる話ではなくなってくるのではないかなということなんです。

今、この表示で和牛というのは、日本にいるから和牛という表示にしようという、単純

に言えばそういうことになっているわけですから、先ほどの登録制度との関係で見ますと。

○吉村委員 いや、それはちょっと違うと思います。

今の登録制度というのは日本にいて、血統がこうだから和牛というふうにはしていません。登録規定というものの、これは承認を受けて実施している部分があるのですけれども、その中にこういうものを登録していきましょうというのが和牛の登録規定であり、その中に私どもの組織であれば黒毛和種、高知の褐毛和種と無角和種、その3種を登録している。ですから、品種というものを向上させていく、ポリッシュアップさせていく。そういう機能を登録の中に持たせているということ、これは……。

○中村委員 わかります。

○松川座長 私は先ほど中村委員がおっしゃったことに関して言えば、この検討会では国内で飼われている和牛のことであって、外国で「wagyu」と発音しても、それはしよせんローマ字でしか書きようのない和牛であろうと。これはこの検討のらち外であるというふうに理解していたのですけれど、漢字で和牛とはあれは書かない。

○沖谷委員 それに関して、公正競争規約ですか、それに国産牛と書ける。国産牛は総称名で、要するに日本で生産された肉ですね。それで、国産牛の中に、国産牛と書くかわりに和牛と書いていい。和牛以外の国産牛というふうに大きく2つに分かれる。そのときに、和牛と書いていいのが出ているんですね。ですから、その和牛というのは、上位にあるのは国産牛肉ですね。だから、公正競争規約では和牛というのは国内産の4種ですか、黒毛和種と褐毛和種のこれになっているような印象を持ちますけれど、どなたか確認できたら……。和牛表示ができますよね。

○神田食肉鶏卵課総括 お手元のハンドブックの20056ページの第4条の第4号により、「施行規則で定める品種以外の牛の肉を「和牛」の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示をすること」が禁止されておりまして、その「施行規則で定める品種」は、右側の7ページの第10条の2項に書いてあるとおりでございまして、公正競争規約の中で和牛については国産牛に限るという規定にはなっておりません。現状におきましては、海外から入ってくるものは交雑種という扱いで整理しておりますので、ここでいう(1)から(6)に該当しないということで、和牛の表示はしないよう公正取引協議会の方も指導されているのが現状でございまして。

○沖谷委員 わかりました。ちょっと違っていましたね。

○松川座長 今回の和牛論議はこれでよろしかったでしょうか。

○吉村委員 表示区分と同時に、先ほども申し上げたような形でどうやって品種の性能を高めていくか。そうでないと、そもそも保護をかけるという、保守的なイメージのあるものではないと思うんですね。あくまで消費者というものがグローバル化された中での対応と、現に牛肉の自由化は行われているという状況のもとでの対応だというふうに私は理解をしておりますので、ある国の大使館の方が見えられたときにも申し上げたのは、「あなた方と提携をして登録事業を展開するつもりはございません。あなた方は和牛の遺伝子をもって、かつていろいろなものを寄せ集めて品種をつくった国でもありますので、新たな品種をつくって日本マーケットでお互いにライバル同士として競争する関係があってもいいのではないですか。それをあえて和牛ということにこだわる必要もないのではないですか。」というお話を申し上げました。

○松川座長 和牛論議はそういうことでありまして、この表示の関係ではほかの御意見ございませんでしょうか。

今の資料3の表示の関係で2ページをちょっと見ていただけませんか。この2ページの上の方に提案という形になるものがあるわけですがけれども、これはよろしいですね。厳格化のイメージというのはこういうものであるよということで書いていただいておりますけれども……。

○吉村委員 ちょっと私の方で確認をさせていただきたいのですけれども、実は昨年の私どもの総会以降、トresa法の品種区分の問題で登記・登録証明書の扱いというものをもっと重視してほしいというような要望をさせていただいて、法律論との中でなかなか難しいよというお返事もいただいていたのですけれども、今回の2ページと3ページを見れば、そのところは推して知るべしということなのかなと思っておりますけれども、これまでの流れの中の法的義務のないものというようなところの議論ですね。ここに関してはさらに突っ込んで議論していただくということになるのでしょうか。何となく今の形というのは言い切っていないですね。

○姫田畜産振興課長 それはむしろ今日の御議論、あるいは次回の御議論を踏まえて、その点だけではなくて、全体を再構築していく中できちっと整理させていただこうと思っておりますので、むしろその点だけで云々ということではないと思っております。

○松川座長 またちょっと戻りまして、資料2もあわせて、先ほど質問を忘れた、あるいは意見を言いそびれたけれどもというようなことがありましたら、資料2についても、資料3についてもありましたらお願いしたいのですが……。

資料2、資料3に関連した質疑、御意見は、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

○沖谷委員 資料2のところなんですけれど、精液が人に渡っていくというときに、ストローにバーコードをつけるというのは提案されているんですけども、それを取得した人の番号ですかね、それも登録されて、株券の番号と株主の名前が一致していないと証券会社は株を売ってくれないというような、そういうことをやるのは大変なことですかね。それぞれの扱う人がみんなナンバーを持っていて、それを入れて、人工授精師が最後に入れるときに保有者の番号と精液の番号がちゃんとトレースされているところを渡ってきたものかどうかというのをパッと押せば渡っているところが、だから動いたときに必ず動かしただということバンクに所有者がアナウンスするというような形、厄介なことだと思うんですけども、完全にやろうと思えば、後はうそをつかれたらしようがないですね。最後の人本人である証明書と番号を身分証明書と合わせて確認するよりしようがないわけで、それはいろんなことでみんなそうですよね。最後に番号と本人認証をやってというような、厳しくやろうと思ったらそういうことかなと思っています。可能かどうか知りませんが、一応提案します。

○酒井生産技術室長 バーコードシステムについても、例えばバーコードも種類がたくさんありますので、こういった種類のバーコードにしようということとか、あるいは今言われましたように扱う者をすべて登録しておいて、その中でより厳正にしようかと。そういったことは今後この検討会で方向を見出していいただければ、関係者の間で議論しながら具体的な方向を定めていきたいというふうに考えております。

○土肥委員 そのときに、いわゆる中間省略登記というか、そういうことも今の御発言の中だとどうするかいうことは検討の対象になるみたいですけども……。

○酒井生産技術室長 関係者全員がエントリーされればいいのですが、その同意を得るためには相当の期間が必要であろうかと思っておりますので、同意を得られるように努力していきたいと思っております。

○姫田畜産振興課長 牛肉のトレーサビリティ制度で今やっているもので、物理的には可能だと考えますが、ただ、今の関係者の同意、それともう1つは牛肉のトレーサビリティ制度は直接安全につながることでということで国民の税金を出しております。そういう意味ではかなりコストがかかる作業ですので、例えば今最初におっしゃったストローのバーコードというのは、これはどちらかという、牛のバーコードそのものを使うことができるのだらうと思っておりますから、それは簡単だらうと思うんですけども、途中の関係者の方々

というのは、むしろ手形のような形でやっていて、1回1回の移動にまでデータベースに入れていくというのはかなりのコストと労力が必要なので、それは論議をしないといけないだろうとっております。要するに国民の税金を使うこと、あるいは場合によっては生産者の方、途中の方々からの自主的なお金になるのか、あるいはとりあえず手形のように番号だけを順番に続けていくということにするのか、そういうことは今後論議をしないといけないだろうと考えております。

○土肥委員 契約関係を重視されるのであれば、第三者が入るとまずいですよね。つまり、さっきの話だと契約関係をもって海外に出さない。そういう一定の契約の条件のもとに動いていくということをやっていくのであれば、契約外の第三者のところに流れる、中間省略登記で。というところがあった場合に、その第三者にはどうにも言えない自体が起こるので、理想的にはずっと流れた方がいいんだと思うんですけど、コストはかかるんでしょうけれどね。

○吉川委員 この問題につきましては、僕が思うのには、昔ホルスタインの品種の中でも経験があるのですけれども、各地域の改良、そういったことをどんどんやっていると、その地域で確保する。地域外に出さない。そういう発想をしていくと、地域外の人がそれを求めていく。それでヤミ流通が起きるのである。ホルスタインは世界中が一本化、日本も完全な一本化をしていって、統合されている。どこに遺伝子があろうとも、北海道から沖縄までみんな生産者が利用できるという形になっていけば、ヤミ流通は起きないんです。確保して、そこから出さない。県外に出さないとか、そういう形で、自分たち独自の改良だなんていった形でそれをやっていると、ヤミでも遺伝子を手に入れて作っていくという形が起きるので、この部分は日本全体でシステムをつくっていけば、ヤミ流通は起きない。

ただ、あとは海外に流出する精液。国内の流通ではなく、海外に対しての部分はどういうふう人工授精所だとか、それからブリーダーというか生産者、そういったところにどういう指導をするのか。日本の和牛についてはみんなの国内の財産だという認識のもとできちっとやっていけば、僕は十分理解がとれていくのではないかと。

県有の種雄牛精液は県外に出せませんよというところもある。でも、ほかの都道府県の人は欲しいんですよ。生産者にとってはその遺伝子を使うことによっていい育種が作れるということになれば、どうしても欲しいと。そこでヤミ流通が発生するのであって、広く日本中で流通しているものにはヤミ流通はなくなるんですよ。ここをやはり日本全体

で一体となって和牛の守り方、改良の仕方、そういったものがきちっとできるか。

和牛と名がついても悪いものは、だれもその遺伝子は買おうとしないんですから、本当によりいいと言われているものがヤミ流通されるのであって、どれでもこれでもヤミ流通はされない。だから、どれがいいのか、何番の牛がいいのか、それがはっきりして、それが流通面もきちっと設備化しておけば、この部分は国内に対してはきれいな形になる。海外に行くことに対してはどういう人が持つかということが仕分けになるのではないか。だから、余りここでバーコードにする、何にする、すべてのものを取り込んでしまっただんじがらめにする、事業体も、登録協会も、みんな仕事がいっぱいふえるだけで、大変でないかなど。それよりも価値観というものを認識させて、きちっと日本の価値観というものをみんなが持つということが基本ではないかと思います。

○吉村委員 私は反論しておかないといけない立場にあるかなと思っておりますが……。

○松川座長 簡潔にお願いします。そろそろ終わりの時間ですので……。

○吉村委員 はい、簡潔に。

世界にホルスタインはどれだけいるんですか。十数億いるんですかね。ある意味でいいますと、ホルスタインの世界は遺伝的な隔離が行われている。国を単位としてですね。

和牛の場合は日本の中に60万頭しかいない。繁殖雌牛がですね。この60万頭を仮に全国に機械的に精液をばらまいたとして、120万本の精液が要るんです。2回種付けして。そうすると、1頭から5万本とれば20頭か30頭の種雄牛で事足りるという単純計算になるんです。

そのことを推し進めていったときに何が生じるかというのは、もう既にここ十数年の間に我々が経験しているのは、人工授精の普及がもたらした漸進的な側面と、もう1つは遺伝的多様性がなくなってきて、今や日本の和牛は6万頭、毎年私どもが登録をしておりますけれども、たった20頭か30頭の遺伝的に関係ない牛で改良を進めているのと一緒にだと言われるような、これが自然の動物であれば、絶滅寸前だと言われている数字、50以下になるわけですが、そのことをどういうふう考えていくのかというところに非常に大きな課題といいますか、改良と将来を含めた改良の可能性、遺伝的多様性というものの関連でこの問題を考えていかないと、ホルスタインのようなわけにはいかないというのが現実だろうと考えております。

○沖谷委員 全く同感で、大賛意です。銘柄牛は遺伝子の多様性を保つのに地域銘柄というのは、そういう意味でのポジティブな効果を持っていると思うので、全国一緒にならな

いようにして、遺伝子の財産を守っていくという、今差し当たりの儲けとかそういうものではなくて、遺伝資源というのはずっと子孫に渡していかなければならないものなので、それこそまさに精神論ですけれども、僕はそういうふうには思っています。

○吉川委員　そういう形の中であれば、地域で、各都道府県で守れるんですか。この遺伝子を守れないですよ。というのは、そういう近交係数が高くなって、その遺伝子を守ることはあり得ないですよ。絶えちゃうんですよ。これは育種的な部分でいっても、その県は県の特徴があって、そこを近交係数が高くなっていて、近交係数が高くなればなるほど生存を失っていくということは、遺伝学的に当たり前の話でしょう。それを守っていきます。だから、県外に出さないで、その地域個性を出すんだと。地域個性を出すのであれば、日本の個性は出す必要ないんですよ。地域で出せばいいんですよ。何のために守るのか、やるのかということがわからなくなっちゃう。

それと、今いろんな形の中に和牛の中でもいろんな特質があるでしょう。サシの強いもの、ロース芯の強いもの、それから増体のあるもの、こういったものが、その育種というものの、そういう育種をきちっと逆に日本全体でこの地域に合った、こういうところの地域に合ったもの、例えば北海道では増体なら増体でそういったものを作ってもらう。そして、資質なら資質で南の方でやってもらうとか、そういう形をきちっと中でやっていかなければ、これを都道府県に個々に任せていく。そしてやるのであれば、これは都道府県でやるべきことであって、何でこういう今の議論になるんですか。

○沖谷委員　いや、センターをつくるという提案で……。

○松川座長　牛の能力の評価というのは全国同じ尺度でやる、これは1つ必要なことであり、同時に和牛なら和牛という集団の中では遺伝的な多様性というか、変異を持たせる。この2つを両立させるというのが実は改良上で一番皆さんが努力していることであって、今3人の方が言ったことそれぞれ全く矛盾する話ではなくて、どちらかを強調して言っているだけの話であると私は理解しておりますので、そういう整理にさせていただきます。能力は上げたい。だから、評価は全国レベルでしたい。北海道の100点と鹿児島島の100点が違っていたら話にならんわけですから、これは評価は同じにしたい。ただし、どこかの牛が100点だからって全国に精液をばらまくというのは必ずしもいいことにはならないということであって、評価は全国評価をする。ただし、和牛としてはある程度の——それは稲と同じでして、コシヒカリが幾らいいといっても、コシヒカリの中から次はできないわけですね。ほかのものと交雑しなければできない。ああいうことを和牛にもたらしたい

けないということでありまして、だから遺伝的な変異はいつも持たせなければいかんということになるわけです。

ということで、この議論は一区切り。

○吉村委員 集団と相互の移行ということもまた考えておく必要がある議論ですね。

○松川座長 それで、まだ吉村委員はこれについて触れたいのだと思いますけれども……。

○吉村委員 いや、エンドレスになりますから……。

○松川座長 予定の時間が5時ということで、あと10分ぐらいしかなくなりましたけれども、資料2と資料3、精液の流通管理、表示の関連以外でここでひとつ言っておかなければならないということ、ございませんでしょうか。

簡潔にお願いします。

○吉川委員 品種改良という形の中で、先ほど精液の流通だとか、それから遺伝子の仕分けだとか、そういったものは消費者にとって二の次、三の次だと僕は思うんですよ。やはりおいしくて、品質、そういったものが第1条件だと思う。そのためには特質性のある和牛についての改良というものが、前回も言いましたけれども、世界との競争になってきている。肉の世界で。そういった中で、やはり日本の和牛に対しての改良というものをきちっと成果を出していかなければいかん。

そのときに、今のデータというのは和牛について非常に私は不信感がある。それについては地域で格付、地域でやった証明である。これは全国的に、先ほども言ったように、北海道で生産されようが、沖縄で生産されようが、100は100。100点であるという形をとるためには、やはりと畜場なり、いろんな形の中のデータをきちっと分析すれば100%とれるという仕組みで、個々の格付は僕は必要ないのではないかと。今の状況では個々のやり方をしている状況で、僕は消費者に対しても非常に不信感があるのではないかと思います。

ですから、ここの部分、それをもとに、そのデータを分析することによって、海外の肉牛よりも国内の肉の方がどういう形で違うんだということがきちっと表示して、消費者に、店頭にも出していける。そこまで分析をすることが僕は必要ではないか。データのとり方はそのと畜場というものをきちっと、100%と畜場にデータがあるんですから、それを利用して格付もやっていく必要性があるのではないか。そうでなければ、今の状況では余りにも和牛の世界にとって身勝手過ぎるのではないかと僕は思うんで、そこら辺は厳重に言っておきたいなと思います。

○松川座長 今の御意見は前回もいただいたような気がしております。ありがとうございました。

それで、先ほども言いましたように、終わりの時間が近づいておりますけれども、吉川委員はたくさんしゃべっていただきましたけれども、ほかの方々、この資料2、資料3以外のところで関連でこの際、今日、言うておかなければならないというところはどのようにか。

よろしゅうございましょうか。

○中村委員 資料3でもよろしいですか。

○松川座長 はい、結構です。

○中村委員 資料3の5ページの右下のところに「和牛」表示に対する消費者の意見というのがございまして、「和牛＝日本国産だと思っていた」、消費者はやっぱりそう思うと思うんですよ。専門家ではないわけですから、和牛がホルスタインと違うとか、そういったことも意識していない。和牛といえば国産だと思っていた。だけど、和牛を保護しようというのは、日本国産牛を保護しようということではないわけですね。和牛という肉質のいいものを保護しようということなので、表示に対する消費者の意見、誤解を招かないような表示というのを考えない限り、いつまでたっても和牛というのは日本国産だということに、消費者はそう思ってしまう。専門家以外の人ですね。その辺はやっぱり表示を義務づけるにしても、かなりよく考えないと実効ないのではないかという気がするんです。

○松川座長 今の御意見、御提案としていただいております。

5 今後の議論の進め方（スケジュール）

○松川座長 本日の議論を踏まえまして、第4回目、これは後で申し上げますように5月31日を予定しておりますけれども、取りまとめ骨子案の提案、それに基づく議論というのを予定しております。今回事務局で第2回目までの議論を踏まえ中間取りまとめ骨子を提出しておりますけれども、次回も第3回、今日までの議論を踏まえたたたき台を事務局の方で作成していただいて、そして提案していただくという段取りにしたいと思っておりますけれども、そういう段取りでよろしゅうございましょうか。

では、そういうことで進めたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

次回ですけれども、5月31日の14時30分、会場はこの会議室ということになります。

6 閉 会

○松川座長 第3回の遺伝資源の保護に関する検討会はこれで閉会とさせていただきます。
長時間、どうもありがとうございました。